

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案			
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ原子力災害対策・核物質防護課長 荒木真一 電話番号:03-5114-2121		
評価実施時期	平成28年1月20日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 新たに使用済核燃料の再処理を委託していた仏国から長半減期低発熱放射性廃棄物(以下「TRU廃棄物」という。)が運搬されることを契機として、その際の防護措置について見直し、原子力規制委員会等の確認を要しないよう設定するものである。</p> <p>【内容】 特定核燃料物質の事業所の外における運搬において、原子力事業者等が行う核物質防護措のうち、事前の国の確認を要するものとされる特定核燃料物質から、TRU廃棄物を除くものである。</p> <p>【必要性】 当該物については、原子力規制委員会の決定により、事前の国の確認については要しないものとして、防護の水準が示されたことから、対象から除く必要がある。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第48条表第2号ロ	
想定される代替案	代替案としては、TRU廃棄物を運搬する際に講じる防護措置について防護区分Ⅰ又は防護区分Ⅱと規定する案が挙げられる。しかし、原子力規制委員会における検討の結果、TRU廃棄物を運搬する際に講じる措置については、防護要件が相対的に低いと判断されており、かつ、国際的な水準も「防護区分Ⅲ」となっていることから、防護区分Ⅰ又はⅡに規定することは過度な規制となり合理性は見出せない。以上から、代替案は適切ではないと考えられる。		
規制の費用	費用の要素	代替案1の場合	代替案2の場合
(遵守費用)	国の確認の範囲を広げるものではないことから新たな費用は発生しない。		
(行政費用)	国の確認の範囲を広げるものではないことから新たな費用は発生しない。		
(その他の社会的費用)	国の確認の範囲を広げるものではないことから新たな費用は発生しない。		
規制の便益	費用の要素	代替案1の場合	代替案2の場合
(遵守便益)	関係事業者等においては、TRU廃棄物を運搬する際に講じる措置について国に確認を求める申請手続きを省略することができるという便益が生じる。		
(行政便益)	遵守便益と同様に、国においても、TRU廃棄物を運搬する際に講じる措置について確認する手続きを省略することができるという便益が生じる。		
(その他の社会的便益)	国際的な水準との整合性をとることとなり、円滑な国際間輸送が期待される。		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	原子力規制委員会において検討した結果、TRU廃棄物を運搬する際に講じる措置については、防護要件が相対的に低いと判断されることから、本規制の内容は合理的な措置となり、本規制の内容は適切であると考えられる。 また今回、新たにTRU廃棄物を運搬する際に講じる措置について国の確認を要しない防護区分に設定するものであり、国の確認の範囲を広げるものではないことから、関係事業者等における国への申請費用(書類の作成、提出等の費用)、国における規制導入後に要する費用(確認要員の増員費用)等の新たな費用が発生することはなく、関係事業者等及び国における手続きを省略することができるという便益が生じることから、本規制の内容は適切であると考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	原子力規制委員会及び核セキュリティに関する検討会での議論において、異論等の特記事項はなかった。		
レビューを行う時期又は条件 政令の施行後、新たな知見等が得られた場合に、本規制を見直すこととする。			
備考			